

平成27年度宮城県障害者施策推進協議会（第2回）会議録（要旨）

■日時：平成28年3月23日（水）午前10時から午前11時40分

■場所：宮城県自治会館203会議室

■出席委員：15名（阿部委員、伊東委員、川住委員、佐々木（一）委員、相澤委員、志村委員、下山委員、関本委員、長橋委員、宮川委員、小幡委員、目黒委員、森委員、西村委員、渡辺委員）

■欠席委員：5名（岡崎委員、佐々木（英）委員、高橋委員、登米委員、浅野委員）

■開会

進行より開会の宣告。

○伊東部長あいさつ

皆様方には御礼申し上げます。保健福祉部としては、引き続き被災された方々の健康状況の把握や心のケアといった被災者支援などに、今後も長期的に取り組んでいく。

平成28年4月には、障害者差別解消法が施行されるが、本日は障害者差別解消支援地域協議会について等を議題としている。委員の皆様には忌憚なく御意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○進行より配付資料の確認、定足数充足の報告。

○規定により当該協議会の阿部会長が議長として進行する旨説明。

■議題及び情報提供（質疑要旨）

○障害者差別解消支援地域協議会について

志村委員：これから障害者差別解消支援地域協議会（以下「地域協議会」という。）の詳細を詰めていくと思われるが、相談窓口との連携の仕方や、協議会の開催頻度等、当該協議会の開催に係るイメージが掴めていないので、事務局案があればご教示いただきたい。

事務局：県の相談窓口については、基本的に障害福祉課となる。しかし、様々な場所で障害者差別に係る事例が生じた時に、指導権限のある関係部局に直接相談される方もいるかと思われる。また、名簿の公表になると各委員宛て相談等が寄せられる可能性もある。各相談窓口で解決できた事例については、地域協議会において事例の紹介及び情報共有という形としたいと考えている。また、地域協議会の開催については、随時という形ではなく、ある程度事例がまとまった段階での開催を考えている。しかし、現場では解決できない事案があった時に、適切な関係機関へ繋がなければならないので、そういった緊急性のある事案が起こった場合は地域協議会の開催について調整する必要がある場合もある。これらを踏まえて協議会の位置付けや業務内容について整理をし、障害者施策推進協議会において再度検討したいと考えている。

志村委員：名簿を公表することで、個人の委員に相談が寄せられる可能性があるという説明であったが、地域協議会が苦情処理委員会や第三者委員会という役割ではなく、協議会としての役割であれば、委員個人に相談が来るということは避けた方が良いのではないか。これだけの委員がいると、対応も様々であるので、対応の差も出てくる恐れがある。

山下課長：相談窓口から協議会までの流れ等を再度検討していきたい。

目黒委員：協議会のイメージが全く掴めないのだが、障害者差別解消に係る相談窓口は障害福祉課なのか。

事務局：県としては障害福祉課を考えている。

目黒委員：例えば、居住している地域の福祉の窓口で差別的取り扱いがあることも考えられる。その人は県へ相談するだろうか。我慢してしまうのではないか。

事務局：市町村においても、地域協議会を設置するという動きが出てきているので、より身近な相談窓口となると、市町村の相談窓口での対応となる。県の協議会としては、県全体の中で市町村の事例をどのように吸い上げて、県全体の協議会としてどのような役割とするのかを整理しているところである。

目黒委員：各市町村にある地域協議会において出た事例を県の地域協議会で話し合うという形なのか。

事務局：その部分については整理させていただきたい点であるが、県と同じような組織が市町村にも設置されるというイメージであり、市町村で対応した事例については、基本的に市町村の中で解決できる形をつくっていきたいと考えている。その上で県としては、県内市町村の事例について、情報共有を図る仕組みを構築したいと考えている。また、市町村が受けた事案で解決が困難なものについては、県へ事案の相談等が挙がってくると思うので、窓口としては障害福祉課ということにしている。

目黒委員：情報共有を図る市町村とのネットワークの構築が必要となると思われる。

事務局：最終的には市町村とのネットワークを構築していく必要がある。このネットワークをどのように構築していくかは今後検討をしていく。

阿部会長：これまでの話をまとめると、障害者差別に係る一時的な窓口では、市町村と県の担当課は平行の関係で、どちらも一時的な窓口が県、市町村に設置されている。これら相談の内容に応じて、一時的な窓口で対応が困難な場合は県、市町村で作る協議会へつなぐ。また、協議会を運営するだけでは成果が見えないので、市町村とのネットワークが必要で、県が主導してネットワークを構築していく。これらを踏まえ、事務局において地域協議会の具体的内容について検討し、次回の施策推進協議会に諮るという説明であったため、その際はフロー図等を用いて示して頂けるとありがたい。

川住副会長：地域協議会では、公的機関において差別的取扱を受けたことについて検討するのか。また、公的機関以外で受けた事例についても取り扱うのか。

事務局：地域協議会では、公的機関も含めた事業者を想定している。個人間で起こった問題の取扱は対応が難しいと考えている。

目黒委員：相談事案については、たらい回しにならないようにしていただきたい。また、地域協議会という名称について、市町村も同様の名称だと相談者も混乱する恐れがあるので、分かりやすい名称にしていきたい。

事務局：決してたらい回しにはせず解決できる機関へ繋いでいく。名称については、独自に考案できることとなっているので検討していきたい。

志村委員：県及び市町村の相談窓口や地域協議会において上下関係はない。市町村で困ったから県に繋ぐということではないと思われるし、県から市町村に対して差別解消に係る指導できる権限はないという位置付けで理解をしている。同様に事業者に対しても指導権限はないと思われる。よって、助言はできるけれども、指導できる権限を当協議会を持っていない。地域協議会は様々な事例を積み重ね、どういう差別があつて、組織としてどのように解決していくかという方策を考えること、障害者差別解消法をどのように周知していくか等、法律に基づいた施策を協議するという場であると理解している。

事務局：市町村とのネットワークを構築し、事例の積み上げを行い、障害者差別解消が円滑に進むように御意見をいただくのが協議会の役目だと思っている。事業所への指導については、お見込みのとおり当協議会には指導権限はないので、権限のあるところへ繋ぎ指導していただいて、そこで解決できる事例であれば、対応をしていただく。当方に挙がってくるのは、複

数の機関にまたがるものが考えられ、1つの機関では対応が難しいとした時に、どういった所に解決の糸口があるのかを協議し、適正な機関へ繋ぐという形になる。よって、当協議会で事案を解決するという事ではない。

森委員：資料1を拝見すると、今月末まで地域協議会を設置するとなっており、一方で重要な課題が未整理ということが記載されている。この課題を残したままで設置するのか。

事務局：地域協議会の役割を整理、検討した上で設置したい。

森委員：設置の期限はいつぐらいまでを考えているのか。

事務局：出来るだけ早い期日で考えている。

森委員：名簿の公表についても、設置後ということによろしいか。

事務局：設置されない限りは公表しない。

阿部会長：再度本日いただいた御意見を含めて、事務局における主要な課題について検討し、お示しできる段階で再度このような協議の場を設けていただく。また、地域協議会の全国的な取組について、先行事例等も含めお示しいただければ積極的な議論ができるかと思うので、御配慮願いたい。

○平成28年度障害福祉課予算案の概要について

渡辺委員：資料2の10ページ、グループホーム整備促進事業について、当県においては、退院後等の受け皿となるグループホームが少ないと思われる。補助対象施設を10件としているが、地域生活移行促進のために整備しなければならない件数を10件と考えているのか。

事務局：例年は施設整備費補助事業、いわゆる国庫補助金で実施しており、国の採択がないと進まない。さらに、第4期の障害福祉計画についてもグループホームの必要数について定めがあるが、必要数に係る整備は進んでいない。現状を踏まえて、通常の補助事業だけではなく、この補助事業に追加する形で、特に精神障害の地域移行について、重点的に取り組んでいきたいと考えている。また、地域生活支援拠点整備に係るグループホームも出てくるかと思うので、その点を考えながら予算を確保した。

長橋委員：7ページの精神障害者地域移行支援について、前年度予算と比較して減少している。事業費の減はこれまでの事業成果があつてのことなのか。

事務局：予算額の減は65歳以上の高齢者の退院支援ということで、病院への委託事業が終了したことによるものである。高齢者の長期入院が多いということで、国事業で実施されていたが、平成27年度をもって終了となる。成果については、研修の場や保健福祉事務所において取組成果を周知した形で各病院での取組に繋げる形にしている。また今年度、圏域の中では関係者の中では地域移行の連携パスということでの取組もあり、今後全県の中でどう広げていくかということが次年度の課題である。また、地域移行については、個別給付の中で地域移行及び地域定着支援もあるが、当該事業が実際事業所で取り組まれていないという現状もあるため、引き続き取り組んでいくこととしている。

○平成28年度障害福祉サービス事業所等の施設整備に対する補助事業について

○平成27年度多世代交流・多機能型福祉拠点整備事業について

佐々木(-) 類：特別支援学校が県内でも収容しきれない程増加しており、その中で障害児の支援について県で対応していただいているが、卒業後の受け皿が地域になく、体制整備が間に合わないという現状である。障害児の両親が元気な限りは対応できるが、最終的な受け皿はグループホームしかないと思っている。お話のとおり、精神障害者の地域移行に特化した補助となっているが、障害種別に限らず将来の不安を解消するために、グループホームの充実について県を挙げて取りくんでいく必要があると思われる。また、説明のあった地域生活支援拠点整備

も十分理解しているが、本当のニーズはどこにあるのかということをしっかり捉えて対応した施策を展開していただきたい。

また、名取市には宮城県立精神医療センターがあり、退院後病院の近くに借家住まいする方が多く、結果仕事に行くことができなくなり、生活保護となる方が多い。元々の住所地ではなく、退院後の名取市が負担をしていかななくてはならない。また、地域事業では、知的障害者のグループホームについて立ち上げを計画していたが、建設が足踏みしたということもあった。引き続き障害者と共に生活できるまちづくりをみんなで声を上げていく必要がある。方向性を持って施策を展開して頂きたい。

○その他

渡辺委員：会議資料は事前に送付していただきたい。また、参考資料4の5ページから6ページの合理的配慮の具体例を教えてください。

事務局：資料の送付については、前回もご指摘いただいているが、できる限り事前送付を心がけている。報告にもあったとおり、今回は直前まで協議をしていたため、資料が送付できなかった。大変申し訳なく思う。今後は事前に送付させていただき、協議会の場で様々な意見をいただきたいと思うので、御理解いただければと思う。

また、合理的配慮の具体例については、今後事例の積み重ねというところもあるが、今のところは参考資料4の6ページに合理的配慮の具体例を記載している。今後事例の積み重ねで具体的事例を増やしていきたいと思う。

渡辺委員：宮城県立精神医療センターの開放病棟が閉鎖病棟になったという話を聞いたのだが。

事務局：宮城県内の精神科病院の中でも、当センターは状態の重い方を受け入れしているという事で、閉鎖病棟が必要となり変更したということだと思われる。また、面会制限は、その方の状態に応じて制限があり、本人にも説明をした上で制限をするので、説明なしに制限することはないと思われる。

志村委員：合理的配慮のところでは具体例をあげていただいているが、逆に差別を引き起こす可能性もある。苦手な障害者に対してどのように順番を守る体制をつくるのかということが重要であると思う。合理的配慮については、慎重に答えを出して頂きたい。

事務局：合理的配慮の具体例については、想定されるもので留意事項に記載をしているが、御意見をいただきながら改正等を行うこととしたい。

■閉会